(七)　認定事業者が、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って、原子力災害の被災者である労働者を、企業立地促進区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があることとした。（第二四条関係）

(八)　福島県及び市町村が、企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該事業に対する事業税、当該事業の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、福島県及び市町村のこれらの措置による減収額は、地方交付税法の定めるところにより、福島県及び市町村に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入することとした。（第二五条関係）

3　既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等

(一)　避難指示の対象となった区域内に平成二三年三月一一日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた個人事業者又は法人に講ぜられている課税の特例措置について、住民の居住及び事業活動の制限を求める指示の対象となっている区域に拡充することとした。（第二六条及び第二七条関係）

(二)　福島県又は市町村が、避難解除区域等内において事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は法人（避難指示の対象となった区域内に平成二三年三月一一日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けたものに限る。）について、当該事業に対する事業税、当該事業の用に供する建物及びその附属設備若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、福島県及び市町村のこれらの措置による減収額は、地方交付税法の定めるところにより、福島県及び市町村に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入することとした。（第二八条関係）

4　生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置

(一)　福島県知事及び避難先市町村の長（避難元市町村その他の地方公共団体が生活拠点形成交付金事業等を実施しようとする場合にあっては、福島県知事、避難先市町村の長及び当該地方公共団体の長）は、居住制限者の生活の拠点を形成するため、共同して、公営住宅の整備、道路の新設、義務教育諸学校等施設の整備等を記載した生活拠点形成事業計画を作成することができることとした。（第三五条関係）

(二)　福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体は、公営住宅の整備等を実施しようとするときは、当該生活拠点形成事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならないものとし、国は、当該生活拠点形成事業計画に係る公営住宅の整備等に要する経費に充てるため予算の範囲内で、交付金を交付することができることとした。（第三六条関係）

(三)　居住制限者の生活の拠点の形成は、居住制限者が長期にわたり避難を余儀なくされていることを踏まえ、その生活の安定を図ることを旨として、行われなければならないこととした。（第三七条関係）

(四)　生活拠点形成交付金について、地方公共団体への援助、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例、計画の実績に関する評価に係る東日本大震災復興特別区域法第八一条から第八三条までの規定を準用することとした。（第三八条関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律（法律第一三号）（厚生労働省）

1　目的

この法律は、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進に関し、基本理念を定め、国、医師等、研究者及び事業者の責務を明らかにするとともに、再生医療の研究開発から実用化までの施策の総合的な推進を図り、もって国民が受ける医療の質及び保健衛生の向上に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　基本理念

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進に関する施策は、治療等に際して、最先端の科学的知見等を生かした再生医療を世界に先駆けて利用する機会が国民に提供されるように施策を進める等の事項を基本として行わなければならないこととした。（第二条関係）

3　国の責務

国は、2の基本理念にのっとり、再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること等とした。（第三条関係）

4　医師等及び研究者の責務

医師その他の医療関係者及び研究者は、国が実施する再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。（第四条関係）

5　再生医療に用いる細胞の培養等の加工を行う事業者の責務

再生医療に用いる細胞の培養等の加工を行う事業者は、国が実施する再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。（第五条関係）

6　基本方針

国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に受けられるようにするために、再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する基本的な方針を定め、少なくとも三年ごとに、基本方針に検討を加え、必要があると認められるときには、これを変更しなければならないこととした。（第六条関係）

7　法制上の措置等

国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進が図られるよう、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずることとした。（第七条関係）

8　先進的な再生医療の研究開発の促進

国は、先進的な再生医療の研究開発を促進するため、大学等で行われる先進的な研究開発に対する助成、研究開発の環境の整備等の必要な支援を行うこと等とした。（第八条関係）

9　再生医療を行う環境の整備

国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に受けられるようにするために、再生医療の特性を踏まえ、再生医療を適切に実施するために必要となる安全性等の基準を整備すること等とした。（第九条関係）

10　臨床研究環境の整備等

国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に受けられるようにするために、臨床研究が円滑に行われる環境の整備に必要な施策を講ずるとともに、再生医療製品の早期の製造販売の承認に資する治験が迅速かつ確実に行われるよう必要な施策を講ずることとした。（第一〇条関係）

11　再生医療製品の審査に関する体制の整備等

国は、再生医療製品の特性を踏まえ、再生医療製品の早期の製造販売の承認を図り、かつ、安全性を確保するため、再生医療製品の審査に当たる人材の確保、再生医療製品の審査の透明化、再生医療製品の審査に関する体制の整備等のための必要な措置を講ずることとした。（第一一条関係）

12　再生医療に関する事業の促進

国は、再生医療で得られた知見を活用した医薬品の研究開発その他の再生医療に関する事業を促進すること等とした。（第一二条関係）

13　人材の確保等

国は、再生医療に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずることとした。（第一三条関係）